

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議

日時：2016年6月27日（月）13:00～15:00

場所：迎賓館グランプラス 1階 アプローチ会場

議 題

1. 学校等に現場保管されている除染土壌等の輸送について
2. その他

配布資料

- 資料1 学校等に現場保管されている除染土壌等の町有地を活用した追加輸送に関する当面の取組について（案）
- 資料2 中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送に係る実施計画（更新案）
- 資料3 学校等に保管されている除染土壌等の追加搬出の進め方について
- 参考資料 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議開催要項

学校等に現場保管されている除染土壌等の
町有地を活用した追加輸送に関する当面の取組について
(案)

平成 28 年〇月〇日
環 境 省
福 島 県

- 学校等に現場保管されている除染土壌等を搬入するため、大熊町において町有地の活用を受け入れていただき、使用可能な町有地の回答をいただいたところ。また、双葉町においても、町有地活用について検討いただいているところ。
- また、各市町村に緊急でアンケートを実施したところ、複数の市町村において学校等における現場保管を早期に解消するため、学校等からの掘り起こし・仮置場への集約を計画又は検討しているとの回答があったところ。
- 現在、大熊町の町有地を利用した保管場の整備に着手したところ。
- まずは、地上保管されているものなど早期に輸送可能なものについて、早急に調整に着手し、準備が整ったものから順次輸送を開始する。
- 引き続き、夏休み期間等を利用して掘り起こし・集約がなされた除染土壌等の輸送を行う。
- 並行して、各市町村における学校等に現場保管されている除染土壌等の掘り起こし・集約等の計画を踏まえ、必要な保管場の容量・必要な時期を精査し、保管場の立地町とも協議の上、保管場の拡張を随時行っていくものとする。
- なお、既に学校等に現場保管されていた除染土壌等を仮置場等に移設済みの市町村も一定数あるところ、既に仮置場等で保管している学校等の除染に伴う除染土壌等の取扱いについて、平成 29 年度以降の搬出可能量の設定の議論とあわせて検討することとする。
- 町有地において保管できない学校等からの除染土壌等は、市町村と協議の上、その取り扱いを検討するものとする。

中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送に係る実施計画（平成 28 年 3 月） （更新案）

第 3 章 当面の輸送に関する事項

1. 搬出可能量

平成 28 年度から概ね 1 年間の総搬入予定量は 15 万 m³程度とし、「第 1 章 2. 輸送対象物と搬出可能量」に記載の各市町村の搬出可能量の設定の考え方にに基づき、搬出可能量設定における要素を下記のとおりとして、各市町村の搬出可能量を設定する。搬出可能量の設定方法等については、今後の総搬入予定量やその他の状況に応じて、柔軟に見直すこととする。なお、平成 28 年度から概ね 1 年間においては、輸送車両は年間平均して 100 往復/日程度走行すると想定される。

＜各市町村の搬出可能量の設定の考え方＞

- ① 各市町村から一定量の搬出を継続して行うための基礎量：総搬入予定量の 5 割
- ② 中間貯蔵施設の立地自治体である大熊町及び双葉町に配慮した量と、（仮称）大熊 IC 及び（仮称）双葉 IC 整備までの間、高速道路を利用する輸送車両の相当数が町内の IC を利用する浪江町及び富岡町に配慮した量：総搬入予定量の 2 割（大熊町及び双葉町：富岡町及び浪江町＝2：1）
- ③ 各市町村における除染土壌等の発生量に比例させた量：総搬入予定量の 3 割
※除染土壌等の発生時期、特措法に基づく廃棄物の広域処理の状況にも配慮。
※特措法に基づく廃棄物等の広域処理を行う施設の所在する市町村については、当該広域処理により処理されたものを発生量に加算。

各市町村からの搬出可能量は表 3.1-1 の通り。

また、上記とは別に、各市町村の学校等で保管されている除染土壌等についても搬出することとする。これに関する具体的な総搬入予定量、各市町村の搬出量については、別途調整することとする。

学校等に保管されている除染土壌等の追加搬出の進め方について

平成 28 年 6 月
環境省福島環境再生事務所
福島県中間貯蔵施設等対策室

(1) 輸送対象

平成 28 年 4 月 1 日現在で学校等に現場保管されている除染土壌等

- ・福島県が取りまとめる「市町村が設置する仮置場の整備状況等」において、「学校、幼稚園、保育所、児童養護施設、障がい児施設等の敷地内で除去土壌等を保管」に分類されているものを基本として想定している。
- ・特措法に基づく除染に伴い発生した土壌等及び以下の事業^{*}に伴い発生した土壌等並びに福島環境再生事務所との個別協議の結果、除染等の措置に類似する措置とみなし仮置場での保管対象又は中間貯蔵施設への搬出対象となった土壌等が対象となる。

^{*}平成 23 年度に国の補助事業¹又は県の基金事業²により市町村等が実施した除染によって生じた土壌等。

- 1 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金、私立学校建物其他災害復旧費補助金、国立大学法人施設整備費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金及び社会福祉施設等災害復旧費補助金（障害福祉施設等復旧支援事業分）
- 2 私立学校運営費補助金、私立幼稚園教育振興助成事業補助金、私立専修学校等運営費補助金、私立専修学校振興助成事業補助金、児童養護施設等線量低減化・環境改善事業補助金、保育施設等表土改善事業補助金、障がい児施設等表土改善事業補助金、公立学校等校庭土壌緊急改良事業補助金、社会教育施設線量低減事業補助金、県立学校施設内緊急環境改善事業、公立学校等緊急環境改善事業、児童福祉施設等表土改善等事業補助金、都市公園環境緊急改良事業補助金及び線量低減化活動支援事業補助金

(2) 輸送に当たっての役割分担

- ・積込場の確保 : 市町村等（除染実施者）
- ・地下保管からの掘り起こし及び大型土のう袋等への詰め込み : 市町村等（除染実施者）
- ・現場保管等から積込場への端末輸送 : 市町村等（除染実施者）
- ・積込場からの中間貯蔵施設への基幹輸送 : 国（中間貯蔵工事）

【参考】積込場の要件

○中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送に係る実施計画（平成28年3月環境省）（抄）

第2章 安全な輸送の実施

1.2.3 積込場の要件等

積込場では、大型土のう袋等の重量や表面線量率を1袋単位で計測し、管理タグを付け、大型車両へ積み込み、搬出する。このため、基本的に以下のような資機材や機能等が必要となる。

- ① 積込機材（クレーン等）の設置が可能なスペース
- ② 大型車両への積み込みが可能なスペース（端末輸送がある場合は、端末輸送用の荷下ろしスペースも必要）
- ③ 大型土のう袋等の補修、詰込み、水切り、重量・線量計測、タグ付け等の実施が可能なスペース（端末輸送があり、搬出元の仮置場等で行うものについては不要）
- ④ 管理棟（輸送カードの発行、各種データ管理等を行う）の設置が可能なスペース
- ⑤ 総合管理システムの運用に必要な通信環境
- ⑥ 関係車両の駐車や輸送車両の待機が可能なスペース
- ⑦ 遮へい土のう等の現場発生材を一時的に置くことが可能なスペース

また、積込場内は、大型車両や積込機材の稼働による安全確保のため、作業員の動線を確保するとともに、車両等の待機、方向転換、保守点検等を行う場所があることを基本とする。

積込場の確保及び運用に当たっては、周辺住民の生活環境の保全等に十分配慮する。新たな積込場を確保する場合には遮へい方法として直接の覆土を避ける等、搬出時の作業を考慮することが望ましい。また、既存の仮置場等において、進入路の部分的な拡幅等により大型車両への積み込み・搬出を可能とすることが有効な場合には、必要な改良を行い、積込場とする。積込場における安全管理については、仮囲いの保守や空間線量率の測定など、仮置場等における通常管理業務やモニタリングは除染等実施者が行い、搬出期間中の門扉の管理、作業中の安全管理など、中間貯蔵施設への輸送に関する管理は輸送実施者が行う。

（3）搬出対象の選定条件等

- 輸送実施計画に基づく搬出対象積込場への集約を原則とする。
- 搬出対象積込場を追加する場合には、1市町村当たり数カ所程度を目安に、1箇所当たり1,000 m³程度以上の数量を集約するものとする。
- 学校等からの直行輸送は、輸送時期の限定を行わないことを前提に、上記の範囲内で調整を行う。
- 上記条件の搬出に加えて、地上保管のものがある場合には、速やかに搬出する観点から、当該市町村と調整の上、直行輸送を行う場合がある。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議 開催要項

1. 目的

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に当たっては、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画（以下「輸送基本計画」という。）」に基づき、輸送実施者、道路管理者、警察等の関係機関が連携し、住民の生活環境や一般交通に対する影響を抑制しつつ、安全かつ円滑な輸送を実施することが必要である。

このため、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る実施計画（以下「輸送実施計画」という。）」の案に係る事項、輸送実施段階における輸送の具体的な手法及び輸送の状況等に関して、関係機関の共通認識の醸成や相互理解・協力の増進を図ることを目的として、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議（以下「会議」という。）」を開催する。

2. 連絡調整事項

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送の実施に係る次に掲げる事項について連絡調整することとする。

- (1) 輸送実施計画の策定に係る事項
- (2) 輸送の実施段階における対応のあり方
- (3) 輸送に関する住民等への周知、広報
- (4) その他

3. 会議の構成

- (1) 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。
- (2) 会議の座長は環境省福島環境再生事務所長が務める。
- (3) 座長は、会議の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故等があるときには、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- (5) 座長は、必要に応じて地区別又はテーマ別の分科会を設置することができる。
- (6) 座長は、会員の運営に必要があるときは、臨時委員を置き、オブザーバーを出席させることができる。

4. 事務

会議の事務は、環境省福島環境再生事務所において行う。

5. その他

会議は、原則として公開とする。

(別紙)

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に関する連絡調整会議 構成機関

- ・福島県避難地域復興局避難地域復興課
 - ・福島県生活環境部放射線監視室
 - ・福島県生活環境部水・大気環境課
 - ・福島県生活環境部中間貯蔵施設等対策室
 - ・福島県生活環境部除染対策課
 - ・福島県土木部土木企画課
 - ・福島県土木部道路計画課
 - ・福島県警察本部交通部交通企画課
 - ・福島県警察本部交通部交通規制課
 - ・福島県警察本部警備部災害対策課
 - ・福島市消防本部（福島県代表消防機関）
-
- ・福島市環境部
 - ・会津若松市市民部
 - ・郡山市生活環境部
 - ・いわき総合政策部
 - ・白河市市民生活部
 - ・須賀川市生活環境部
 - ・喜多方市市民部
 - ・相馬市民生部
 - ・二本松市市民部
 - ・田村市市民部
 - ・南相馬市復興企画部
 - ・伊達市市長直轄
 - ・本宮市放射能除染・モニタリングセンター
 - ・桑折町原発事故対策課
 - ・国見町原発災害対策課
 - ・川俣町原子力災害対策課
 - ・大玉村再生復興課
 - ・鏡石町総務課
 - ・天栄村総務課
 - ・下郷町町民課
 - ・檜枝岐村総務課
 - ・只見町環境整備課
 - ・南会津町環境水道課
 - ・北塩原村住民課
 - ・西会津町町民税務課
 - ・磐梯町総務課

- ・猪苗代町町民生活課
- ・会津坂下町総務課
- ・湯川村総務課
- ・柳津町町民課
- ・三島町総務課
- ・金山町住民課
- ・昭和村保健福祉課
- ・会津美里町くらし安心課
- ・西郷村放射能対策課
- ・泉崎村事業課
- ・中島村生活支援対策室
- ・矢吹町町民生活課
- ・棚倉町住民課
- ・矢祭町町民福祉課
- ・塙町生活環境課
- ・鮫川村地域整備課
- ・石川町町民生活課
- ・玉川村住民課
- ・平田村住民課
- ・浅川町住民課
- ・古殿町生活福祉課
- ・三春町除染対策課
- ・小野町町民生活課
- ・広野町放射線対策課
- ・檜葉町放射線対策課
- ・富岡町安全対策課
- ・川内村産業振興課
- ・大熊町環境対策課
- ・双葉町建設課
- ・浪江町ふるさと再生課
- ・葛尾村地域振興課
- ・新地町町民課
- ・飯館村復興対策課

- ・内閣府原子力災害対策本部現地対策本部
- ・内閣府原子力被災者生活支援チーム
- ・復興庁福島復興局
- ・国土交通省東北地方整備局道路部
- ・東日本高速道路（株）東北支社総合企画部
- ・東日本高速道路（株）東北支社管理事業部
- ・環境省福島環境再生事務所
- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 中間貯蔵管理センター